

議案第 25 号

杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
 教 育 長 渋谷 正 宏

(提案理由)

高円寺図書館の開館時間を改める必要がある。

杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則

杉並区立図書館運営規則（昭和 57 年杉並区教育委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「杉並区立永福図書館」の次に「、杉並区立高円寺図書館」を加え、同項第 2 号中「杉並区立永福図書館」の次に「及び杉並区立高円寺図書館」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(開館時間等) 第4条 開館時間は、次のとおりとする。ただし、杉並区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。 (1) 平日 午前9時から午後8時まで。ただし、杉並区立永福図書館、杉並区立高円寺図書館及び杉並区立今川図書館については、午前9時から午後9時まで (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） 午前9時から午後5時まで。ただし、杉並区立永福図書館及び杉並区立高円寺図書館については、午前9時から午後9時まで (3) 略 2 略	(開館時間等) 第4条 開館時間は、次のとおりとする。ただし、杉並区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。 (1) 平日 午前9時から午後8時まで。ただし、杉並区立永福図書館____ ____及び杉並区立今川図書館については、午前9時から午後9時まで (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） 午前9時から午後5時まで。ただし、杉並区立永福図書館____ ____については、午前9時から午後9時まで (3) 略 2 略